

令和7年第2回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 令和7年6月13日 午前10時02分 開会
午前11時42分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	欠員
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	東 錦 也
教 育 長	椿本剛也	企 画 部 長	高垣倫浩
総 務 部 長	林本裕明	財 務 部 長	内蔵清
市民生活部長	西川勝也	都市整備部長	安川博敏
産業観光部長	植田和明	保健福祉部長	中井智恵
こども未来創造部長	葛本章子	教 育 部 長	勝眞由美
上下水道部長	吉田和裕		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	米田匡勝	書 記	神橋秀幸
書 記	関元瞳	書 記	西邨さくら

6. 会議録署名議員 7番 吉村始 9番 松林謙司

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 報第2号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について

- 日程第4 報第3号 令和6年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(葛城市税条例の一部を改正することについて)
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて)
- 日程第7 議第45号 葛城市(仮称)當麻複合施設設置条例を制定することについて
- 日程第8 議第46号 葛城市役所の位置を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第47号 葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止することについて
- 日程第10 議第48号 工事請負契約の締結について(葛城市立新庄小学校管理棟及び屋内運動場長寿命化改修工事)
- 日程第11 議第49号 財産の取得について
- 日程第12 議第50号 令和7年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について

開 会 午前１０時０２分

奥本議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、令和7年第2回葛城市議会議定例会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

皆様、おはようございます。6月定例会が本日より2週間にわたって始まります。既に皆様方のタブレットのほうに事務局より情報提供として過日お送りしておりますが、葛城市の人口が昨年秋よりも減る傾向が出ております。昨日も中学生が訪ねてこられまして、お話ししましたけども、子どもの出生数が減っております。新聞報道でもございましたが、昨年度の統計が発表されまして、昨年度の日本の子どもの出生数が68万人。昨日訪ねてこられたのが中学3年生なんですけども、その子たちが生まれた2010年は出生数、1年間で107万人でした。この15年間で、単年度で比較すると、子どもが39万人減っているという形になります。ほぼ葛城市と同程度の自治体で10個分規模の子どもが1年間で減っているという形になります。これは単年度比較ですけども、この間、やっぱり全国的に少子高齢化が続いておりまして、子どもの数が減っている。ということは、やはりこの社会を支えている若年層が今後ますます減っていくということで、社会を構成する仕組みもやはり考え直していく必要が出てくると思います。

葛城市においても、いろいろ、なかなか、新しい取組にかかるということは難しいところもございますが、やはり議会というのは葛城市の未来を決めていく場所でございます。議員皆様方、理事者皆様方におかれまして、その旨考えていただきながら、これから生まれてくる世代のことも踏まえて、真剣に考える力と熱意、それから想像力を働かせて、我々ができることを考えてやっていきたいと思っておりますので、議員各位のご協力をお願いします。また、本定例会におきましても、皆様方の議事運営に対するご協力を、配慮をお願いしたいと思います。

改めまして、本日、令和7年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用中のところご臨席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。本定例会の議員各位の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。本定例会に市長より提出された議案は、議事日程記載の日程第3から日程第12までの10議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。また、条例改正議案等の新旧対照表はペーパーレス会議システムで配付いたしておりますので、ご承知おき願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。こちらにつきましてもペーパーレス会議システムで配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、閉会中に開催されました各委員会の審査状況について各委員長より報告願います。

まず初めに、厚生文教常任委員会の審査状況について報告願います。

5 番、杉本訓規議員。

杉本厚生文教常任委員長 議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました厚生文教常任委員会の審査状況についてご報告申し上げます。

委員会は、5月29日午前10時より開催し、こども・若者サポートセンターに属する事項について協議を行いました。

まず1点目として、本市の発達障がいの傾向の子どもへの対応について理事者より説明がございました。

質疑では、障害福祉サービスを受けるための受給者証の発行に際し、近隣では医師の診断の必要のない市町村もあると聞いているが、本市では必要としている理由はという問いがあり、こども・若者サポートセンターで実施しているすすく相談や巡回相談では、障がいの有無に関わらず、対象となる子どもの支援に当たっている。その上で、障害福祉サービスの対象となる障がいの有無、障がいが想定されている支援の必要があるとの判断については、医療機関にお願いしている。受給者証の発行については、奈良県下でも対応が分かれており、県内13市町の中で医療機関の診断が必要としているところが7市町と、1市が現在検討中、必要ないとしているところが5市と聞いているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員から、保護者の立場になれば、その差は大きいと思う。選択肢を広げるという考えはないのかという問いがあり、他市がどのような基準で判断しているのか、今後研究させていただきたいとの答弁がありました。

また、別の委員からは、フォローアップ教室には、来てほしい子ども全員に来てもらっているのかという問いがあり、基本的に1歳6か月児健診、3歳6か月児健診で保健師や心理士が気になるお子さん、あるいは親御さんが気にしているお子さんに関してはアプローチをかけているが、その方々が全て参加していただけているとは言いきれない。保育所や幼稚園に入っていた場合には、そちらに巡回相談員が出向き、その後のフォローを継続的につなげているとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、巡回相談での観察はどうしても対象人数が多人数になる。漏れ落ちのないようにお願いしたいという要望がありました。

また、別の委員からは、療育を受けることにより、通級指導教室、あるいは普通学級に進学することはどれくらいあるのかという問いがあり、フォローアップ教室に通いながら療育機関に通っていた子どもの数も含まれるが、きらりキッズでは、令和3年度から令和5年度までの3年間で、就学段階において特別支援学校あるいは特別支援学級に入級が必要だった子どもは20%で、80%は普通学級対応となっている。また、かがやきキッズでは、特別支援学校あるいは特別支援学級に入級した子どもは6%で、94%は普通学級対応となっているとの答弁がありました。

この答弁を受け、今の市のやり方で非常によかったという子もあれば、もしかすると、早めに療育を受けたほうがよかったのではないのかという子どももいると思う。新たな選択肢として、早期療育につなげる制度をつくる必要があるとの意見がありました。

また、ほかの委員より、二次障がいについて懸念されている保護者が多く、議員にも意見

が寄せられている。葛城市にそのような事例が出ていないか調査してほしいとの要望や、行政の機関であるからこそ、不満の部分をしっかりと捉え、誰一人取り残さないことが重要である。ペアレントトレーニングなど、ぜひ力を入れてほしいとの要望がありました。

また、委員会として、理事者に対し、療育手帳の発行数、受給者証の発行数、計画相談の作成数など具体的な数値を今後の委員会において提出するように要求いたしました。

次に、2点目といたしまして、こども・若者サポートセンターの業務について理事者より説明がございました。

質疑では、学校とのケース会議は十分足りているのか。また、教育との連携は現場レベルで本当にできていると言いきれるのかという問いがあり、教育部より、ケース会議は月1回必ず実施しており、そのほかに個別に必要なときや緊急時には、こちらから、こども・若者サポートセンターに要望して対応していただいている。学校からの通常の形の緊急の要求には連携ができているとの答弁があり、こども・若者サポートセンターからは、月1回の個別ケース会議に関しては十分に取り組んでいただいている。個別のケース対応については、可能な限り対応させていただいており、これから先も可能な限り対応していきたい。教育との連携については、こども・若者サポートセンターとしても最大のテーマであると認識しており、より教育としっかり連携をつけていけるよう今後も取り組んでいきたいとの答弁がありました。

この答弁を受け、委員からは、教育、学校との連携は、引き続き課題として取り組んでいただけると理解した。この機会に、内部の連携についても角度を変えて見詰め直してほしいという要望がありました。

また、別の委員からは、発達障がい親の会について、いわゆるグレーゾーンのお子さんの保護者は対象となっているのかとの問いがあり、保護者グループわたぐもは、特別支援学級への入級、特別支援学校への入学を条件としているため、グレーゾーンの保護者には案内は流れていない状況がある。グレーゾーンの子どもたちと保護者を対象に含めた親子教室を年間3回実施しており、そちらで対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

この答弁を受け、県の支援の中で、グレーゾーンの方たちにもしっかりと支援していくという方針が打ち出されている。明確な支援に取り組んでいく必要があると考えている。将来的に親の会をつくるというような検討はしているのかという問いがあり、就学前は健診後のフォローアップ教室で対応をとっており、小学校入学後については、親子教室の案内を出させていただいている。また、コロナで休止しているが、障がい傾向にある小学生とその保護者を対象に、1泊2日でキャンプの実施等をさせていただいている。これで十分かどうかについては検討していきたいが、今後も親子教室は実施で動いており、キャンプについても再開できればと考えていると答弁がありました。

また、別の委員からは、A I相談について、制度やレベルはどのようなものか、今後も続けていくのか、見通しはとの問いがあり、子どもたちの書き込み及びこちらの返信等をA Iが見て、その文脈からリスクを管理し、リスクの高い行為に関してはアラームを鳴らすというところでA Iを活用している。A Iの技術革新は速く、今すぐ蓮花のA I相談室を変更す

るという考えは持っていないが、先々でより有効なものが出てきたときに、その都度考えていく必要があると考えているとの答弁がありました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされていることを付け加えて、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上です。

奥本議長 次に、議会改革特別委員会の審査状況について委員長より報告願います。

1 番、西川善浩議員。

西川議会改革特別委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

本委員会は、4月24日午後2時より開催をし、議会議員が委員となる各種委員会などについて、市民懇談会について、葛城市議会委員会条例の改正についての3点について協議をいたしました。

最初に、議会議員が委員となる各種委員会などについてであります。令和7年3月定例会において議案上程をされました、葛城市総合計画審議会条例の全部を改正する条例について修正可決をしたことにより、総合計画及び総合戦略策定審議会及び総合計画及び総合戦略評価審議会には、市議会の議員という枠では出席しないということになりました。そのことを受け、議会議員が委員となっている各種委員会などについても、引き続き委員として出席すべきなのか、一定の基準、考え方をもって振り分けをした資料を基に協議をいたしました。

委員から、振り分けについてはおおむね理解するが、市議会議員から選出される委員が不在となっても対応していけるのか。行政側の思いも確認する必要があるのではないのかという意見がありました。また、二元代表制からすると、委員選出枠が議会議員でない委員会であっても、後に議案となる予算などを協議しているものもあるので、議会議員を代表して出席することにはならないということだが、議員が出席する限り、事前審査のようになるのではないのかという意見がございました。

また、特に重要な計画を策定する委員会については、議会議員として委員に選任された場合、議会の代表として、委員会開催前にほかの議員の意見を取りまとめ、委員会は市議会の代表としての発言に徹していただき、委員会終了後は協議した内容を各議員に報告していただく必要があるが、現実には難しい状況である。そのため、今後、議員が委員として出席しないとした場合には、策定される計画を議決案件や調査案件とするのか、また、定期的に報告を求めるのかということについても、同時に検討する必要があるという意見がございました。

また、一定の基準、考え方をもって振り分けた際に、判断できなかった6つの委員会などについては、現に当該委員会などに出席されていた議員から説明いただいた内容に加え、行政側の意見も参考にした上で、正副議長及び本委員会の正副委員長で協議をし、次回の委員会で方向性について提案することになりました。

現在、議会議員が委員として出席している市長の附属機関などの委員会について、今後も議員を委員として選出していくのか、行政側の考えや議員以外の委員を選任することができるのかなどの情報を基に、再度、次回の本委員会において提案することになりました。また、

状況によっては、次回委員会において行政側の出席を求める必要があるという意見がございました。

次に、市民懇談会についてでございます。前回の本委員会において、今年度開催を予定している市民懇談会について、日程、開催場所、開催方法などについて決定をいたしました。今回は、チラシや議会だよりによる市民への広報周知のため、必要となる情報について協議をいたしました。

まず、副委員長から、当日のタイムスケジュール及びプログラム案について説明があり、若干の修正を加えて、おおむね了承をされました。

次に、グループワークでのテーマについては、参加者が提案しやすく、ファシリテーターも意見をまとめやすいということで、「住みよい葛城市にするために」に決定をいたしました。市民の参加定員は1グループ8名の5グループで計40名に、チラシのレイアウト作成については、締切りまでに時間がないことから、議長に原案を作成していただくことになりました。なお、当日、グループに1人入っていただくファシリテーターについて、研修など必要ではないのかという意見がありましたが、講師などによる研修は難しいが、資料提供やリハーサルなど何らかの形で対応できるよう検討することになりました。

最後に、葛城市議会委員会条例の改正についてであります。令和6年12月議会において議員発議により、次回市議会議員選挙における議員定数について、15人から13人にする改正案が可決をされました。議員定数については、本委員会において長期にわたり調査をし、協議を重ねてきたことから、現行条例への影響についても事前に調査しておりましたので、葛城市議会委員会条例について、改正案を含め情報提供をさせていただきました。

以上、閉会中に開催いたしました議会改革特別委員会の審査状況についての報告といたします。

奥本議長 次に、葛城市の水道水に関する調査特別委員会の審査状況について報告願います。

14番、藤井本浩議員。

藤井本葛城市の水道水に関する調査特別委員長 閉会中に開催いたしました、葛城市の水道水に関する調査特別委員会の審査状況についてご報告を申し上げます。

第4回目となります本委員会については、5月16日に開催をし、葛城市の水道水に関することについて、水道ビジョンの策定の進捗状況、トリクロロ酢酸他、水質検査に関する状況、奈良県広域水道企業団の水道料金などの3項目に区分して調査をいたしました。

最初に、水道ビジョンの策定の進捗状況について、理事者より、新規水源の開発や計画年次、計画給水区域、計画給水人口、計画一日最大給水量などの事業フレーム、浄化処理方法、目標水質、管路更新の基本方針について、前回の本委員会での報告以降、現在に至るまでの状況について報告がございました。

この報告を受け、委員から、新規水源開発は、ため池3か所、井戸2か所の計5か所に絞ったとのことだが、それ以外は見込んでいないのか。また、水量はどれぐらい見込んでいるのかという問いがあり、新規水源開発については、現在5か所で検討している。特に新庄浄水場の原水が不足しているので、これを最優先と考えている。水量については調査後のこと

であり、地元地区との協議も必要であるという答弁がありました。

さらに、新庄浄水場系の原水が不足しているとのことだが、浄水場の統廃合はどうなったのかという問いがあり、浄水場の統廃合については3つのパターンを想定しているが、いまだ決定していない。現在、経済性や施工性、危機管理体制の各方面から検討している。しかし、全てのパターンにおいて新庄浄水場は残る可能性が高いと想定をしているという答弁がございました。

他の委員から、浄水場の更新の際に粒状活性炭を導入するとのことだが、どのように使用するのか。また、費用面はどうなるのかという問いがございました。粉末活性炭は夏場のみの使用で使い捨てとなるが、粒状活性炭はろ過機のような構造で日常使用することを想定している。費用面はイニシャルコストやランニングコストなど現在検討中であるという答弁がございました。

他の委員から、今後、重要給水管路を設定し、管路の耐震化を進めるということだが、現在、耐震化はどれだけできているのかという問いがあり、市内全体で耐震適合性のある管の割合は、令和5年度で38.56%であるという答弁がございました。

次に、トリクロロ酢酸他、水質検査に関する状況について、理事者側より、以前トリクロロ酢酸が検出された新庄浄水場系の末端において、基本的に水質検査を毎週実施しており、中間塩素注入設備を導入後は、基準値の40%以内の数値で推移をしているとの報告がございました。

この報告を受け、委員から、中間塩素注入設備について、トリクロロ酢酸の発生を抑える効果があったと判断したのかという問いがあり、効果があったと判断している。広域水質検査センターの専門的な知見においても効果があったとお言葉をいただいたという答弁がございました。

さらに、他の委員から、今後も水質検査を毎週実施していくのかという問いがあり、昨年の高水温期においても、トリクロロ酢酸はかなり低い数値で維持できていた。通常であれば、トリクロロ酢酸の水質検査は年4回の実施であるが、高水温期においては少し頻度を高めるが、今後は年4回を目指して徐々に回数を減らしていきたいという答弁がございました。

最後に、奈良県広域水道企業団の水道料金等について、理事者より、葛城市と奈良県広域水道企業団との水道料金では、標準的な家庭の使用量である、2か月で40立方メートルで比較すると、水道メーターが20ミリメートルの場合で、葛城市のほうが2,418円安価であり、セグメント会計を適用している大淀町の水道料金より葛城市のほうが安価である。また、分担金については、一般家庭が使用されている13ミリメートルと20ミリメートルにおいては、葛城市のほうが安価となっているという説明がございました。

報告は以上であります。このほかにも各委員から活発な意見が出されておりますことを付け加え、葛城市の水道水に関する調査特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

奥本議長 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第2回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より市政の推進に関しまして、多大なるご協力をいただいておりますことに心より御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、報告案件が2件、承認案件が2件、議決案件が6件、合わせて10件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容をご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

奥本議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、吉村始議員、9番、松林謙司議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法等について議会運営委員会で協議願っておりますので、委員長から報告願います。

13番、西井覚議員。

西井議会運営委員長 令和7年第2回葛城市議会定例会の開会に当たり、去る6月4日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議しておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、報第2号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に、日程第4、報第3号につきましても、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行います。こちらについても、法の規定により質疑のみといたします。

次に、日程第5、承認第2号及び日程第6、承認第3号の2議案につきましては、専決処分の承認でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第7、議第45号から日程第9、議第47号までの条例制定及び改廃の3議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行います。議第45号及び議第46号につきましては、会議規則第37条によりまして、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会への付託につきましてお諮りいたします。その後、付託の議決がいただけたら、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会で審査をお願いいたします。そして、議第47号につきましては、厚生文教常任委員会に付託し、審査をお願い

いたします。

次に、日程第10、議第48号及び日程第11、議第49号の契約に関する2議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、厚生文教常任委員会に議第48号を、総務建設常任委員会には議第49号をそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

次に、日程第12、議第50号、令和7年度一般会計補正予算議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数を8名といたしますので、各常任委員会からそれぞれ4名ずつ委員の選出をお願いします。

以上で、1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期につきましては、ペーパーレス会議システムなどで配付しております。会期は本日6月13日から6月26日までの14日間とし、17日午前10時より本会議、一般質問を行います。18日は午前10時から緊急地震速報訓練が実施されますので、訓練終了後の10時10分より本会議、引き続き一般質問を行います。19日午前9時半より総務建設常任委員会を開催します。同日午後3時より議会改革特別委員会を開催します。20日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。

各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び所管事項の調査を、議会改革特別委員会におかれましては、所管事項の調査をお願いいたします。23日午前9時30分より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。同日午後2時より、当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を開催いたします。所管事項の調査をお願いいたします。また、先ほど申し上げました議第45号及び議第46号の付託が議決されましたら、付託議案の審査もお願いいたします。24日、25日は予備日とし、26日午前10時より本会議を再開し、初めに、会期中に行われました各委員会における調査事項につきましての審査状況を各委員長より報告願います。その後、各常任委員会に付託された議案につきましては、各委員長より審査結果について報告を願い、質疑、討論の後、採決を行います。会議日程及び会期につきましては以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案は、ペーパーレス会議システムで配付しておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数には制限ございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含めません。

次に、委員会などに委員外議員として出席する場合の取扱い及び一般質問における補足資料の使用に関する取扱い基準について協議を行い、その協議結果について取り決められた内容を全議員にお知らせしておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、議員定数が次の市議会議員選挙から減少することに伴い、本市議会委員会条例の各常任委員会及び議会運営委員会の委員定数について、何人にするのが適当か協議いたしました。協議の結果、4月25日に議会改革特別委員会で示された案から数を絞り、その内容で

全員協議会で意見を伺った後、議会運営委員会として最終的な結論を出すということで決定いたしました。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

奥本議長 ただいまの議会運営委員会委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日13日から26日までの14日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日13日から26日までの14日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、ペーパーレス会議システム等で配付しているとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、報第2号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき報告を求めます。

東副市長。

東 副市長 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、令和6年度の葛城市土地開発公社の経営状況につきまして、お手元に配付しております令和6年度葛城市土地開発公社経営状況報告書に基づきまして、ご説明をさせていただきます。なお、令和6年度末におきまして保有しております資産についての明細及び位置図を報告書の後ろにつけておりますので、併せてご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、令和6年度葛城市土地開発公社経営状況報告書の2ページをご覧ください。令和6年度の事業収支でございますが、収益的収支といたしまして、収益的収入が99万7,187円、収益的支出が3万6,390円でございます。また、資本的収支といたしまして、資本的収入が0円、資本的支出が47万2,500円となっております。

続きまして、令和6年度中の取得事業と売却事業でございますけれども、取得事業はございませんでした。売却事業にいたしましては、柿本・笛堂地内道路改良事業用地12.89平方メートル、公有地売却原価87万8,515円に対しまして88万7,300円で売却しておりますので、差額の8,785円が公有地売却収益となっております。

続きまして3ページの、令和6年度の公社貸借対照表をご覧ください。

まず最初に、資産の部でございますが、令和6年度末におけます流動資産の現金及び預金につきましては1,694万7,069円でございます。内訳といたしましては、普通預金といたしま

して1,194万7,069円、資本金であります基本財産の定期預金といたしまして、500万円の合計額でございます。また、(3)の代行用地といたしまして2億547万1,221円、総面積1万7,299.13平方メートルでございます。資産合計は2億2,241万8,290円でございます。

次に、負債の部でございます。流動負債の未払金が302万305円、固定負債の借入金が1億5,750万円、合計といたしまして1億6,052万305円でございます。なお、借入金につきましては、葛城市水道事業からの借入れによるものでございます。

続きまして、資本の部でございますが、資本金が500万円、前期繰越準備金5,681万5,703円、令和6年度の当期純利益8万2,282円の合計額6,189万7,985円が資本金の合計となっております。

続きまして、4ページの令和6年度公社損益計算書をご覧ください。事業収益につきましては、代行用地の売却が1件ございまして、公有地取得事業収益は88万7,300円、公有地取得事業原価は87万8,515円でございます。収益と原価の差引き8,785円が事業総収益となっております。一般管理費といたしましては、固定資産税及び消耗品購入等で3万6,390円の事業損失、また、駐車場貸付代等による事業外収益の合計は10万9,887円となっております。令和6年度は特別損失がありませんでしたので、事業総収益と事業外収益から事業損失を引きました8万2,282円が当期純利益となっております。

続きまして、5ページの令和6年度公社キャッシュ・フロー計算書をご覧ください。事業活動によりますキャッシュ・フローでは、公有地取得事業については、売却事業に伴う収入額でございます88万7,300円と、事業外収益等のその他事業収益による収入といたしまして10万3,250円が増加。次に、公有地取得事業の支出額73万8,035円が減少となっており、ここに受取利息を加えまして、事業活動によるキャッシュ・フローとして25万9,152円の増加となっております。投資活動によりますキャッシュ・フロー及び次のページの、財務活動によるキャッシュ・フロー、これにつきましては、変動はございませんでした。その結果、令和6年度のキャッシュ・フローといたしまして、期首の1,668万7,917円から25万9,152円増加し、令和6年度末残高におけます現金及び預金につきましては、1,694万7,069円となっております。

続きまして、7ページの令和6年度財産目録につきましてでございますが、先ほど公社貸借対照表にて説明をさせていただいておりますので、割愛させていただきます。次に、8ページの収支決算書をご覧ください。令和6年度の収支決算書の収益的収入及び支出でございます。収益的収入でございますが、代行用地売却収益は88万7,300円、受取利息6,637円、雑収益といたしまして10万3,250円、合計といたしまして99万7,187円の収入がございました。

次に、収益的支出でございますが、代行用地売却原価といたしまして87万8,515円、一般管理費の経費といたしまして3万6,390円、よって、合計91万4,905円の支出となっております。

続きまして、9ページをご覧ください。令和6年度の資本的収入及び支出でございます。資本的収支でございますが、令和6年度の収入はございませんでした。

次に、資本的支出でございます。公有地取得事業費といたしまして、支払利息47万2,500

円、借入金償還金は0円、よって、合計で47万2,500円の支出がございました。

次に、10ページの会計決算意見書をご覧ください。令和6年度の決算につきまして、去る5月14日に、土地開発公社の監事であります吉村総務建設常任委員会委員長と堀川監査委員事務局長に監査を行っていただきました結果、関係諸帳簿等、いずれも適正であることをお認めいただきましたことをご報告をさせていただきます。

なお、11ページ以降の資料につきましては、既に説明しておりますものが続いておりますので、説明は割愛をさせていただきます。

以上で、令和6年度におけます葛城市土地開発公社の経営状況報告書についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、藤井本議員。

藤井本議員 土地開発公社の報告になりますと、もうここ連続して4回申し上げているというのか、お願いをしておるところでございます。内容については、一貫して言うことは一緒で、土地開発公社の役割ということについては、このご時世、もう終わったんじゃないか。奈良県を見ても、39市町村あるうち、今残っているのは17、全国を見ても、約3分の2がもう解散をされてるわけです。ただ、開発していく中で土地開発公社を必要とするんだ、使ってるんだ、動いてるんだというところは、それはそれでこれのメリットあるからいいんですけども、葛城市の場合、今、理事長である副市長の東理事長が説明をされた。監査等でも、お金の流れについては、これで正しいであろうかと思えます。しかし、この存在というものについては、本当に考えていかなければならないということは何遍も何遍も申し上げております。何が問題かという、葛城市の今残っている用地の残高、2億何ぼというのはもう変わらんとずっといってるわけですね。この2億何ぼの残高、土地の残高が、10年以上のもんばかりやということの説明を以前から聞いております。昔の言葉で言う、塩漬けの土地となっているわけですね。

これで大きな問題というのも過去にもございました、全国では。塩漬けやから腐らないというものでもなくて、長くなると帳簿価格と時価というものに差が出てきますから、早くこれに手をつけないと、将来にわたって後世に負担を残すという意味合いから、私はいつも声を上げてるところでございます。

まず1点目、お聞きしたいところがございます。今現在ある2億何ぼの土地が全て、10年以上の長期にわたってるもんやというご説明を以前にいただいております。10年以上ということは、15年も20年もあろうかと思えます。今年度というのか、今は葛城市制ができて20周年、年度変わりましたが、20年が過ぎました。今、約2億の中で旧町時代から引っ張ってきているもの、10年以上では全部が10年以上やということやけど、20年以上前のも、ということですね。これの割合を、2億の中で、金額ベースで結構ですから、教えてください。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いいたします。

ただいまの藤井本議員のご質問、旧町時代に取得した公社の土地の割合ということでご報告させていただきます。令和6年度末の令和7年3月31日時点の期末簿価での割合で申し上げますと、約75%の土地が旧町時代に取得した用地となっております。

以上です。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 75%ということは、4分の3が旧町時代から、今は約2億ですから、1億5,000万ですか。1億5,000万が20年前の簿価そのままできてるといわけですね。でも、実勢価格、時価というのはかなり下がってますから、これを解散ということになっていくときに一般会計で手続をするということになれば、かなりの損失が出るかというふうに思います。これについては、3月の定例会の中で高垣部長が、これをまず解散すれば、どれぐらいの損失が出るんだという問いをしたときに、かなり大きな損失になるであろうかというふうに思うと、考えられるというお答えをいただいております。それも皆さんはご存じなわけですね。その中で、土地開発公社の理事会で今後について、そういう解散に向けた前向きな検討をしていくということをご答弁をいただきました。

申し訳ないですけども、私も勉強のために、土地開発公社の理事会の議事録というものを請求をさせていただいて、それを確認させていただきました。これ自身、私は、話はずれるか分からないですけど、制度的に何でこないになってるのかなというふうに思います。土地開発公社の理事長というのは副市長がされている。土地開発公社には市長が出てこないわけです。出てこないというか、入っておられないわけですね。しかし、理事会の理事を選任するのは、市長を選任している。そんな中で進んでいく理事会の中で決めている、話合いをしてるんだということです。読ませていただくと、ここ2年ないし3年の分を読ませていただきましたけども、解散という言葉、これについてはないものの、やはり何とかしなければならないという話合いをされているんだなということとはよく分かりました。

そんな中で、続いては、土地開発公社の理事長か副理事長にお答えをいただきたいと思いますが、国も、平成20年代の初めのほうで、やっぱり土地開発公社、これはもう長期持っていくのはあまりよくないということで、国も有利な起債という制度を短期的に認めて、解散する場合はこういうのを使いなさいよということで解散をされたわけですね。解散してるところは多いわけですね。奈良県で言うと、私ども葛城市の南北両隣である香芝市さんも解散されている。御所市さんも解散されている。奈良県では一番大きな市である奈良市さんも大和郡山市さんも天理さんも解散をされている。事業がなくなってるというわけじゃないわけですね。そういうふうに前向いて前向いて解散をされている。解散されているまちのホームページなんかを見ますと、解散のときに、早く解散しなければ後世に負担を残すだけであるので、今解散をするということで、当時、平成の20年中頃にほとんどは解散されたと。

葛城市は、そのときまだ合併をして10年となっておりませんでしたので、新市建設計画というものもございました。まだまだやっていかなあかんということもございましたから、あまり、平成15年ですか、そうですね、平成20年台初めというのは。そういうような話にならなかったですけども、既に解散されてるところからいうと、私は10年遅くなっているとい

うふうに思っています。

皆さん方、理事の方も、思いは持つてはるやろうけども、どうにもならへんわけですよ。2億のうちの75%は、旧町時代のを20年以上持つてゐるんだということになってくると。もう同じことばかりになります。何回も質問してる中で、高垣部長からも、土地開発公社の必要性ということは薄くなっているということも答弁としていただけてるわけですけども、今後どうされるのか。ここでもう一度、報告案件でございますので、土地開発公社の理事長もしくは副理事長に答弁を求めておきたいと思います。

奥本議長 高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣でございます。公社の副理事長の立場になりますので、そこで答弁させていただきます。

まず、今回は公社の決算報告でございますので、令和6年度の経営状況は黒字ということで健全な状況でございます。公社の保有資産である土地は、全て市からの先行取得事業に基づいて購入したものであり、最終的には、市で簿価で買戻ししていただくことが条件として黒字となります。一方で、市の職員の立場で申し上げますと、当時、公社で取得した土地は、市に買い戻した後は、その土地の活用のめどを立てていく必要があると考えております。先行取得した土地の当初の使用目的の経緯が分かりにくいものも多くあり、公社の理事会の中で買戻しについて協議は行っておりますが、その部分で全体の公社としての方向性については、めどが立っていない状況でございます。今後もしっかりと公社で議論をさせていただきたいと考えております。

以上です。

奥本議長 藤井本議員。

藤井本議員 あと最後、終わりになりますけども、これは昭和47年の公拡法に基づいてできた土地開発公社なんですよ。昭和47年いうたら、市長が中学生ぐらいです。私は小学校の終わりぐらいですわ。こんな時代と今は大きく考え方が違うし、この当時は土地がどんどんどんどん上がっていった。上がっていくから早めを買うといて、先の事業をいろいろやっていかなあかんというところで、この公拡法というのができて、もう今、全然時代が違うねんから、ここをよく考えて、理事の皆さん方はしっかりと議論をしていただくことを、次の報告のときに期待を申し上げて、質疑を終わります。

奥本議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第4、報第3号、令和6年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件につき報告を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました報第3号、令和6年度葛城市一般会計繰越明許費繰越計算書の

報告につきまして、提案理由を申し上げます。

本報告につきましては、令和6年度に設定いたしました繰越明許費で、住民税非課税世帯及び子育て世帯生活支援金事業をはじめ、全10事業、総額で5億6,597万5,000円を令和7年度へ繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件につきましても法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。

次に、日程第5、承認第2号及び日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについての2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました承認第2号及び承認第3号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、本年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。主な改正内容につきましては、軽自動車税では、2輪車の車両区分の見直し、そして、固定資産税では、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の適用期限の延長など、所要の改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、本年3月31日に地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、賦課期日を4月1日とする、本年度の国民健康保険税の課税区分から適用すべき部分の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。改正内容につきましては、低所得世帯に係る国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得判定基準額を引き上げる改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑とし、委員会付託を省略して、討論、採決を1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 それでは、承認第2号について質問をさせていただきます。

税に関わる変更については、私は市民に周知すべきと考えますけれども、今回の税条例改正の内容についてどのように周知されるのか、お考えを聞かせてください。

奥本議長 内蔵財務部長。

内蔵財務部長 おはようございます。財務部の内蔵でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの谷原議員のご質問にお答えさせていただきます。

税制改正に関する情報につきましては、市民の皆様が適切に理解し、必要な手続を円滑に行えるよう、丁寧な周知を行うことが重要であると認識しております。これまでからも、ホームページや広報誌などによりまして適宜実施しておるところでございます。このたびの改正内容につきましても、同様に、市民の方に広く周知できるよう努めたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

奥本議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

今回の条例改正の中では、特定のマンション、一定規模以上のマンションの大規模改修につきましては、計画書を提出する。その上で、申請すれば固定資産税の減額措置を受けれるものですが、それを申請なしに減額するという内容になっております。ところが葛城市では、特定マンション、つまり、該当する規模のマンションはありますが、計画書が出されていないということで、本条例については直接関係するところはないということでもありますけれども、そもそも、税の目的が、インセンティブを働かせて、マンションの長寿命化を管理組合がきちっとやっていくということを目的としているようではありますが、その点について、葛城市で特定マンションがありながら、そうした該当するところがないというのは非常に残念なので、これを機会に、そうした大規模の改修する際にはインセンティブが働くということも周知していただいて、そうした改修が市内で進むことを望んでいます。

以上です。

奥本議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第5、承認第2号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第5、承認第2号議案を採決いたします。

本案について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。
次に、日程第6、承認第3号議案に対する討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより日程第6、承認第3号議案を採決いたします。
本案について原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。
次に、日程第7、議第45号から日程第9、議第47号までの条例の制定及び改廃3議案を一括議題といたします。
本3議案につき、提案理由の説明を求めます。
阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第45号から議第47号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第45号、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、現在整備を進めております（仮称）當麻複合施設の開館に向けて、管理運営等について必要な事項を定めるとともに、複合施設の整備によって変更が生じる条例の改正を行うものでございます。施行期日は、規則で定める日及び公布の日でございます。

次に、議第46号、葛城市役所の位置を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、（仮称）當麻複合施設の整備に伴い、複合施設内に市役所當麻庁舎の機能が移転することから、當麻庁舎の位置を現在の長尾85番地から複合施設の位置である竹内256番地9に変更するための改正を行うものでございます。施行期日は、葛城市（仮称）當麻複合施設設置条例の施行の日でございます。

次に、議第47号、葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止することについてでございます。

本案につきましては、奈良県で法令に基づく規制が開始されたことに伴い、今後は、同法による全国一律の基準で包括的な規制が行われることとなることから、本条例を廃止するものでございます。施行期日は公布の日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第45号議案及び議第46号議案については、会議規則第37条によりまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会へ付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第45号議案及び議第46号議案については、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会へ付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、議第47号議案については厚生文教常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第10、議第48号及び日程第11、議第49号の契約関係の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第48号及び議第49号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第48号、工事請負契約の締結についてでございます。

本案につきましては、葛城市立新庄小学校の管理棟及び屋内運動場の長寿命化を目的とした改修工事をしようとするものでございます。本年5月15日に一般競争入札を実施した結果、6者が応札し、和光建設株式会社が落札いたしましたので、契約金額9億2,878万2,800円で請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、議第49号、財産の取得についてでございます。

本案につきましては、避難所の生活環境の改善を目的とした各資機材を取得しようとするものでございます。本年5月14日に一般競争入札を実施した結果、3者が応札し、大和中央製薬株式会社が落札いたしましたので、契約金額2,155万815円で売買契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第48号については厚生文教常任委員会に、議第49号については総務建設常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第12、議第50号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 議第50号、令和7年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について、提案理由を申

し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,172 万 1,000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 196 億 6,772 万 1,000 円とするものでございます。主な補正内容につきましては、国の施策に伴う定額減税補足給付金事業等を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

奥本議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 50 号議案については、8 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本議長 ご異議なしと認めます。よって、議第 50 号議案については、8 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については追って連絡いたします。

休 憩 午前 11 時 23 分

再 開 午前 11 時 40 分

奥本議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、藤井本浩議員、同じく副委員長、杉本訓規議員。以上です。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、配付している日程表のとおり、17 日、26 日はそれぞれ午前 10 時から、18 日は緊急地震速報訓練後の午前 10 時 10 分から本会議を再開いたしますので、午前 9 時 30 分にご参集願います。

なお、19 日午前 9 時 30 分から総務建設常任委員会、同日午後 3 時から議会改革特別委員会、20 日午前 9 時 30 分から厚生文教常任委員会、23 日午前 9 時 30 分から予算特別委員会、同日午後 2 時から当麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願いいたします。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午前 11 時 42 分